

## J R 山田線ファンクラブ山岸駅支部規約

(名称)

第1条 本会は、J R 山田線ファンクラブ山岸駅支部と称します（以下「FC 山岸駅支部」といいます）。

(目的)

第2条 FC 山岸駅支部は次条の活動を通し、J R 山田線を地域の足“マイレール”だという意識を地域に浸透させることで、J R 山田線の利用者数を増加させるとともに、J R 山田線の利用促進をきっかけとして、会員相互の親睦を図りながら地域の賑わいを創出することを目的とします。

(活動内容)

第3条 FC 山岸駅支部の活動内容は、前条の目的を達成するため行う活動全般と定め、詳細については、会議により決定されるものとする。会員への活動の連絡は原則、町内会、自治会の連絡方法に依るものといたします。

(会員)

第4条 FC 山岸駅支部会員とは、以下の項のいずれかに該当する方とします。

- ① JR 山田線ファンクラブ会員のうち山岸地区福祉推進会に含まれる町内会、自治会会員である方。
- ② 山岸地区福祉推進会に含まれる町内会、自治会会員で入会を希望される方
- ③ 本人の希望があり、他会員の推薦を受け山岸駅支部の会議で入会承認を受けた方

(役員)

第5条 FC 山岸駅支部に次の役員を置きます。また、役員の任期は1年とします。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名

(役員を選任)

第6条 役員は会員の互選により決定します。

(役員の仕事)

第7条 会長はFC 山岸駅支部を代表し会務を総理します。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理します。

(事務局)

第8条 FC 山岸駅支部の事務局は、副会長が担当するものとします。

(会費)

第9条 FC 山岸駅支部の会費は、原則無料とします。ただし、イベント等の開催に際して、参加費を徴収することがあります。

(個人情報の保護)

第10条 FC 山岸駅支部は、JR 山田線ファンクラブより引継ぎを受けた会員の個人情報及び新規会員の個人情報を正確かつ厳重に管理します。

(退会)

第11条 ファンクラブ山岸駅支部を退会する場合は、事務局に対して、退会の申し出をするものとします。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、ファンクラブ山岸駅支部の運営に関し必要な事項は、山岸駅支部会議により別に定めるものとします。